

# 公益社団法人福島県診療放射線技師会 個人情報保護規程

## 第1編 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 福島県診療放射線技師会（以下「当会」という。）が保有している会員、その他関係者の個人情報の適切な保護のための当会の基本規程であり、当会の会長をはじめとする関係役員・理事・担当者はこの規程に従って個人情報を保護し、もって個人情報を本会の活動に効率的かつ効果的に利用できることを目的とする。

### (本規程の対象)

第2条 この規程は、当会において、その全部又は一部がコンピュータ等の自動的手段により処理されている個人情報及び手作業により処理されている個人情報であって、組織的に保有するファイリングシステムの全部又は一部をなすものを対象とする。

### (定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

#### (2) 情報主体

一定の情報によって識別される、又は識別され得る個人をいう。

#### (3) 当会の情報取扱者

会長、副会長、理事、監事、事務局長、事務局員、各委員会委員長、委員会委員、分科会会長、分科会委員および当会の委託を受けて業務を行う者、また共催事業において個人情報を扱う者をいう。

#### (4) 個人情報保護管理責任者

個人情報保護のための業務について統括的責任と権限を有する者をいい、個人情報保護管理責任者には当会の会長が就任する。

#### (5) 個人情報保護責任者

個人情報保護管理責任者によって選任され、個人情報保護管理責任者に代わり個人情報保護のための業務を遂行する者をいう。原則として各担当理事が個人情報保護責任者に就任する。

#### (6) 個人情報取扱者

台帳・申込書等の個人情報を記載した帳票・帳表を保管・管理等をする、個人情報のコンピュータへの入力・出力、修正・削除、保管・管理をする担当者をいう。

#### (7) 利用者

当会の業務遂行のために個人情報を利用する者、また委託を受けて個人情報を利用する者をいう。

### (収集の原則)

第4条 個人情報の収集は、収集目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度において行わなければならない。

(収集方法の制限)

第5条 個人情報の収集は、適法、かつ公正な手段によって行わなければならない。

(特定の機微な個人情報の収集の禁止)

第6条 次に示す内容を含む個人情報の収集、利用又は提供を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種、民族、門地、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
- (3) 集団示威行為への参加、請願権の行使及びその他の政治的権利の行使に関する事項

(情報主体から個人情報を収集する場合の措置)

第7条 情報主体から個人情報を収集する場合、情報主体から個人情報を入手する者は、情報主体に対して、利用目的その他法令で定める事項を通知しなければならない。

- 2 個人情報保護管理責任者は、本条に定めた方法での通知ができなかったときのために、当会個人情報保護基本方針及び本条に掲げる事項を当会インターネットホームページに掲示し、かつ最新の状態を維持しなければならない。

(利用範囲の制限)

第8条 個人情報の利用は、原則として収集目的の範囲内で、具体的な業務に応じ権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて行うものとする。

(目的内の利用の場合の措置)

第9条 収集目的の範囲内で行う当会の個人情報の利用は、次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの場合についてのみこれを行うことができる。

- (1) 当会が業務を遂行する上で必要な場合
- (2) 情報主体が同意を与えた場合もしくは同等の措置を講じた場合
- (3) 当会が従うべき法的義務の履行のために必要な場合
- (4) 監督行政機関、警察、裁判所等の公的機関からの法令に基づく権限の行使による開示請求等があった場合

(個人情報の入出力、保管等)

第10条 個人情報のコンピュータへの入力・出力、台帳・申込書等の個人情報を記載した帳票・帳表の保管・管理等は、個人情報取扱者が行わなければならない。ただし、個人情報取扱者は、個人情報保護責任者の承諾を得て信頼できる履行補助者にこれを代行させることができる。

(個人情報の正確性・安全性の確保)

第11条 個人情報保護責任者は、個人情報を利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理しなければならない。

- 2 個人情報保護管理責任者は、当会の個人情報を格納したコンピュータへの不当なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の危険に対して、これを防ぐために必要な措置を講じなければならない。

(自己情報に関する権利)

第12条 当会が保有している個人情報について、情報主体から自己の情報について開示を求

められた場合、個人情報保護管理責任者は、遅滞なく当該情報主体の個人情報（当該個人情報が存在しない場合はその旨）を、当該情報主体に開示するための措置を講じなければならない。

- 2 開示した結果、誤った情報があった場合で、訂正、追加または削除を求められたときは、個人情報保護管理責任者は、遅滞なく訂正等を行い、訂正等の後、遅滞なく情報主体に対して通知をしなければならない。

（自己情報の利用または提供の拒否権）

第13条 当会が保有している個人情報について、情報主体から自己情報についての利用または第三者への提供を拒まれた場合、これに応じなければならない。ただし、会費未納督促等当会業務遂行上必要と認められる場合、監督行政機関・警察・裁判所等の公的機関からの法令に基づく権限の行使による開示請求等または法令に定められている義務の履行については、この限りでない。

（個人情報保護苦情・相談窓口の設置）

第14条 個人情報保護管理責任者は、個人情報の取り扱いの苦情・相談を受け付けて対応する窓口を常設し、この連絡先を情報主体に告知しなければならない。

（個人情報の廃棄）

第15条 個人情報を廃棄する場合は、シュレッダーにかけて読み取り不能にした上で廃棄する。

- 2 個人情報を記録したコンピュータ、記憶媒体を廃棄するときは、個人情報を完全に消去するか記憶媒体を物理的に破壊してから廃棄する。
- 3 個人情報を記録したコンピュータを他に転用するときは、個人情報を完全に消去してから転用する。
- 4 個人情報の廃棄作業は個人情報取扱者が行う。

## 第2編 個人情報の利用等の手続き等

（個人情報の利用手続き）

第16条 通常の使用目的で個人情報を利用するときは、担当の権限者が定められた保管場所から取り出し、利用担当の権限者に手渡しする。利用が終了したときは担当の権限者が所定の場所に保管する。

（個人情報の第三者への提供・公表手続き）

第16条 個人情報の第三者への提供を禁止する。ただし、業務上あるいは公共上、利用者が第三者への提供（公表・開示等を含む）の必要性を認めた場合、個人情報保護責任者に届け出るものとする。

- 2 前項の通知を受けた個人情報保護責任者は、直ちに個人情報保護管理責任者と協議し、承諾を得なければならない。
- 3 第三者への提供は、個人情報保護管理責任者の承諾を得て、個人情報保護管理責任者が必要な措置を講じた後でなければならない。

（個人情報の共同利用）

第18条 個人情報を共催事業等第三者との間で共同利用する場合、利用者は個人情報保護責

- 任者に届け出なければならない。
- 2 前項の通知を受けた個人情報保護責任者は、直ちに個人情報保護管理責任者と協議し、承諾を得なければならない。
  - 3 個人情報の共同利用は、個人情報保護管理責任者の承諾を得て、個人情報保護管理責任者が必要な措置を講じた後でなければならない。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成27年3月14日から施行する。
- 2 この規程は、理事会の決議を経なければ変更することができない。